

**【解説】**

風致地区とは、都市における風致を維持するために都市計画法第8条で定められる地域地区である。良好な自然的景観を形成している土地で、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めるものである。風致地区内では、市が定める条例で建築物の建築規制を行うことにより、風致の維持を図ることになっている。

都市緑地法による制度とは、緑地保全地域・特別緑地保全地区等があり、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的、文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図るために都市計画法第8条で定められる地域地区である。緑地保全地域では、建築物の建築や樹木の伐採等緑地の保全に支障がある行為が規制される。なお、緑地保全地域は、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する区域であり、特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区である。

**【河川区域】**

- 木曽三川をはじめ、員弁川、肱江川、多度川などの河川区域は、桑名市の骨格を形成する水辺として、また市民のレクリエーションの場として、さらには生態系ネットワークの形成に向けて、今後とも良好な環境の保全と活用を図ります。

**【保安林・地域森林計画対象民有林】**

- 桑名市の緑の骨格を形成する保安林・地域森林計画対象民有林については、森林が持つ多面的機能を果たすことができるよう、今後とも適正な保全・管理を図ります。

**【解説】**

保安林とは、木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課させられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要。保安林の整備については、保安林整備臨時措置法による。

**【生産緑地地区】**

- 生産緑地地区に指定された農地は、緑地としての機能が維持されるよう適正な保全を図ります。
- 生産緑地地区は、都市化の進展に伴い減少しているため、市街地の緑を確保する観点から新たな生産緑地の指定を検討します。

**【解説】**

生産緑地地区とは、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資るために、市街化区域内の農地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など有効な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを所有者の申請に基づき都市計画法第8条で定められる地域地区である。

なお、生産緑地地区では、税制の優遇制度や行政による買取り制度などがある。

**【農用地区域】**

- 農業の振興を図るとともに、環境保全機能や防災機能を有する緑地として適正な保全、活用を図ります。

**【解説】**

農用地区域とは、農業振興地域内にある農用地及び農用地とすることが適当な土地のうち、集団的農用地及び土地基盤整備事業の対象地等農業上の利用を確保すべき土地について指定し、農業生産の基盤の保全、整備及び開発を推進する区域。

**(2) 条例によるもの**

三重県立自然公園条例による水郷県立自然公園について、管理主体である県と調整しながら保全していく方針を示します。

**① 指定目標**

- 水郷県立自然公園（4,468.2ha）の保全をめざします。

**② 指定方針**

- 緑豊かな緑地やうるおいのある水辺などが残る水郷県立自然公園を、市の貴重な自然環境として保全しつつ、自然とふれあえるレクリエーション空間としての整備充実を図ります。
- 水郷県立自然公園に指定されている多度山周辺の樹林地は、松林の再生、サクラやカエデなど植樹等による保全・整備を図り、住む人、訪れる人を魅了する樹林地への再生を市民と行政との協働により進めます。また、多度山などは猿などによる鳥獣害が深刻化していることから、鳥獣害対策としても樹林地の適正な管理に努めます。